

建設工事等の最低制限価格について

令和8年9月15日

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 事務局

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合は気仙沼市に準じ、令和8年9月16日以降に公告又は指名通知を行う建設工事等の入札における最低制限価格の設定について、下記のとおり実施します。

記

○対 象

- (1) 予定価格が200万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が100万円を超える建設関連業務（建設工事に伴う設計、測量等）

○設定基準

(1) 建設工事

①解体工事以外の建設工事

対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とします（千円未満切り捨て）。ただし、当該合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。

- ・直接工事費の額×10分の9.7
- ・共通仮設費の額×10分の9
- ・現場管理費の額×10分の9
- ・一般管理費等の額×10分の6.8

上記にかかわらず、特に必要があると認めるときは、予定価格に10分7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができるものとします。

②解体工事

予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切り捨て）

(2) 建設関連業務

対象業務の設計額に10分の7を乗じて得た額とします。

※留意事項

最低制限価格を設けることが不適当と認める場合は、最低制限価格を設けない場合があります。